

- ◆わが国経済は、全体としては回復軌道に乗ってきたものの、地域経済や中小企業では、依然として厳しい状況が続いている。
- ◆グローバル経済や少子高齢化が進展する中、様々な課題の解決のためには、高い経済成長の達成が必要不可欠である。
- ◆成長力の強化や生産性の向上を経済政策の基本に位置づけ、経済成長を促進するための税制措置を講じるべきである。

### 果敢にチャレンジする中小企業の底上げ・生産性向上への支援が不可欠

全企業数の99%を占め雇用の7割を支える中小企業の活力増進なくして、持続的かつ安定的な経済成長はありえない。

### 景気回復に遅れが見られる地域経済の活性化が極めて重要

地方分権の推進や、地域活性化に資する取り組みへの支援が必要。地域間格差是正には地方幹線道路等の早期整備が不可欠。

### 税収の自然増と徹底的な歳出削減の実施による増税なき財政再建の実現

全国あまねく景気回復の実感が持てない現段階での増税論議は、経済・社会に多大な影響を与えるため慎重に対応すべき。

持続的かつ安定的な経済成長

中小企業・地域経済の活性化

## 1. 企業の競争力・成長力の強化

### (1) 包括的な事業承継税制の確立

- 本来、事業用資産に係る相続税を非課税とすべきである。まずは、後継者が相続後一定期間、事業を継続することなどを条件に、非上場株式等の事業用資産に対する相続税負担を8割以上減免する包括的な事業承継税制を確立すべき
- 併せて、取引相場のない株式の評価の見直し、相続法上の問題(遺留分等)への対応が必要

### (2) 中小企業等の成長力底上げや生産性向上に資する税制措置

- IT投資の促進(中小企業投資促進税制・情報基盤強化税制の拡充・延長)
- 研究開発投資の促進(中小企業技術基盤強化税制・研究開発促進税制の拡充・延長)
- 人材投資の促進(人材投資促進税制の拡充・延長)
- 減価償却制度の一層の見直し(耐用年数の短縮化、区分の大括り化、耐用年数の弾力化、残り5%分の一括償却、等)

### (3) 中小企業等の経営基盤強化に向けた見直し

- ベンチャー・新規創業支援のための税制措置の拡充
- 少額減価償却資産特例の拡充・延長
- 交際費の損金算入規制の撤廃
- 欠損金制度の改善、役員給与の見直し
- 企業再生税制の特例措置を受ける私的整理の要件の緩和
- 法人事業税の外形標準課税の撤廃

### (4) 中小企業等における企業年金制度の充実強化

- 最適な企業年金制度を構築しやすい環境の整備
- 特定退職金共済制度の早急な法的整備の実現

### (5) 環境問題への対応と税制措置

- 環境税の導入反対と温暖化防止対策支援措置の拡充、等

## 2. 地域経済の活性化

### (6) 土地税制等の見直し

- 土地・建物に係る固定資産税の評価方法の改善・負担軽減
- 償却資産課税の即刻、廃止
- 登録免許税の手数料程度へ引下げ、土地の所有権移転登記等の軽減税率の延長、不動産取得税の廃止、等

### (7) 住宅税制の拡充

- 耐震改修促進税制の拡充
- 住宅ローン利子所得控除制度の創設
- 住宅取得等資金に係る相続時精算課税制度の特例の拡充・延長、等

### (8) 事業所税の廃止

- 事業所税は早急に廃止。特に中小企業は直ちに廃止

### (9) 地方幹線道路等の早期整備および道路特定財源のあり方

- 道路整備のためとして賦課された財源は、暫定税率を含め現行の税率水準を維持しつつ、必要とされる道路整備に全額を投入するのが筋であり、地方幹線道路など真に必要な道路を早急に整備されたい

### (10) 地域活性化に貢献する団体への寄附金優遇

- 地域の活性化や街づくりに貢献する団体への寄附金優遇

### (11) 国と地方のあり方と税制

- 国庫補助負担金改革と税源移譲
- 地方自治体への寄附金に対する税額控除制度の創設
- 法人への安易な地方の独自課税は行わずべきでない

## 3. 経済社会の変化への対応

### (12) 少子化対策・子育て支援のための税制の拡充

- 児童税額控除等の創設、等

### (13) 上場株式等の譲渡益および配当に係る軽減措置の延長等

- 当面、上場株式等の譲渡益および配当に係る10%軽減措置の延長
- 非上場株式を含む金融所得課税の一元化の推進

### (14) 公益法人制度改革等への対応と寄附金税制の充実

- 公益法人に対する優遇措置
- 損金算入限度額の拡充、適用下限限度額の引下げ
- 認定NPO法人の認定要件の緩和等

### (15) 個人所得課税

- 国民の負担増が続く中で、個人所得課税の増税論議は国民に心理的にマイナスの影響を与えるため、諸控除の縮減など、個人消費に水を差すような政策はとるべきではない

### (16) 公平・公正・効率的な納税環境等の整備

- 行政機関への電子申告・申請の推進
- 国税、地方税、社会保険料の徴収一元化
- 苦情処理機関の中立性の確保・整備
- 納税者番号制度のあり方の検討
- 簡素な税制による必要最小限の納税事務負担
- 公会計制度の一層の整備および行政の情報開示の徹底

### (17) 活動実態を踏まえた非営利法人課税の実施

- 商工会議所のような特別法に基づいて設立された特に公益性の高い法人への課税強化はすべきではない。むしろ、現行の特定公益増進法人等以上の寄附金優遇を認めるべき

## 平成20年度税制改正に関する要望

平成19年9月19日

日本商工会議所

わが国経済は、全体として回復軌道に乗ってきたものの、消費などの内需はなお力強さに欠け、地域経済や中小企業においては、依然として厳しい状況が続いているところも少なくない。また、原材料・原油価格の高止まりや米国など海外の経済の先行きおよび為替・金利の動向などの不安要因も存在している。こうした現状において、早期にデフレを脱却し、全国の地域や中小企業も実感できるような一段の景気回復が強く望まれている。

国際的にはグローバル経済が進展し、国内的には本格的な少子高齢社会が進む中、わが国は様々な課題に直面しており、今後、財政再建を進めつつ、活力にあふれ、安心・安全な社会を実現していくためには、何よりもまず、可能な限り高い経済成長の達成が必要不可欠であり、経済成長をわが国が抱える諸課題の解決策の基本として経済・財政の運営を図ることが肝要である。

地域経済の活力の源泉であり全企業数の99%を占め雇用の7割を支える中小企業の活力増進なくして、持続的かつ安定的な経済成長はありえない。中小企業の自助努力による技術革新や新事業創出を前提としつつ、果敢にチャレンジする中小企業の底上げ・生産性向上を強力に支援することが不可欠であり、とりわけ税制は、企業行動に直接の影響を与えることから、企業の活力を強化し、わが国の国際競争力の向上に資する見直しを行うべきである。

一方、景気回復に遅れが見られる地域経済を活性化する取り組みも極めて重要である。そのため、地方分権を推進し、各地域が自らの潜在力をフルに発揮できる制度にするとともに、地域活性化に資する取り組みへの支援や地域に企業や住民を引き寄せることができる政策（税制措置含む）を是非とも講じる必要がある。さらには、地域間格差の是正および地域の活性化のためにも、暫定税率を含め現行の税率水準を維持しつつ、道路整備のためとして賦課された財源を全て投入し、地方幹線道路など真に必要な道路を計画的かつ早期に整備すべきである。

また、財政再建にあたっては、まず極力高い経済成長の達成による税収の自然増を図り、併せて徹底的な歳出削減の実施により、増税に頼ることなく、基礎的財政収支の均衡化を図る必要がある。そのためには、成長戦略の実現により経済成長を確実に実現していくことが第一であり、全国あまねく景気回復の実感が持てない現段階で、国民や企業の負担増につながる増税についての議論は、経済・社会に多大な影響を与えるので慎重に対応する必要がある。

なお、来年度予算概算要求において、社会保障関係費抑制の一環で、政府管掌健康保険への国庫負担を削減し、その削減分を民間企業による健康保険組合などに強制的に肩代わりさせる方針が示されたが、歳出削減の名を借りた実質的な増税であり到底許されるものではない。

以上を踏まえ、日本商工会議所では、平成20年度税制改正にあたり、「経済成長なくして財政再建なし」という基本に立ち、引き続き、成長力の強化や生産性の向上を経済政策の基本に位置づけ、経済成長を促進する観点から、以下の事項の実現を強く要望する。

# 目 次

## 重点要望項目

### 1. 企業の競争力・成長力の強化

- (1) 包括的な事業承継税制の確立 ..... 4
- (2) 中小企業等の成長力底上げや生産性向上に資する税制措置 ..... 4
  - IT投資の促進（中小企業投資促進税制・情報基盤強化税制の拡充・延長）
  - 研究開発投資の促進（中小企業技術基盤強化税制・研究開発促進税制の拡充・延長）
  - 人材投資の促進（人材投資促進税制の拡充・延長）
  - 減価償却制度の一層の見直し
- (3) 中小企業等の経営基盤強化に向けた見直し ..... 6
  - ベンチャー・新規創業支援のための税制措置の拡充
  - 少額減価償却資産特例の拡充・延長
  - 交際費の損金算入規制の撤廃
  - 欠損金制度の改善
  - 役員給与の見直し
  - 企業再生税制の特例措置を受ける私的整理の要件の緩和
  - 法人事業税の外形標準課税の撤廃
- (4) 中小企業等における企業年金制度の充実強化 ..... 8
  - 最適な企業年金制度を構築しやすい環境の整備
  - 特定退職金共済制度の早急な法的整備の実現
- (5) 環境問題への対応と税制措置 ..... 8
  - 環境税の導入反対と温暖化防止対策支援措置の拡充
  - 森林環境・水源税の導入反対

### 2. 地域経済の活性化

- (1) 土地税制等の見直し ..... 9
  - 固定資産税の負担軽減等
  - 不動産の流動化促進に資する税制措置の実現
- (2) 住宅税制の拡充 ..... 10
- (3) 事業所税の廃止 ..... 10
- (4) 地方幹線道路等の早期整備および道路特定財源のあり方 ..... 11
- (5) 地域活性化に貢献する団体への寄附金優遇 ..... 11
- (6) 国と地方のあり方と税制 ..... 11
  - 国庫補助負担金改革と税源移譲
  - 地方自治体への寄附金に対する税額控除制度の創設
  - 地方の課税自主権

### 3. 経済社会の変化への対応

(1) 少子化対策・子育て支援のための税制の拡充	12
(2) 上場株式等の譲渡益および配当に係る軽減措置の延長等	12
(3) 公益法人制度改革等への対応と寄附金税制の充実	13
(4) 個人所得課税	14
(5) 公平・公正・効率的な納税環境等の整備	14
行政機関への電子申告・申請の推進	
国税、地方税、社会保険料の徴収一元化	
苦情処理機関の中立性の確保・整備	
納税者番号制度のあり方の検討	
簡素な税制による必要最小限の納税事務負担	
公会計制度の一層の整備および行政の情報開示の徹底	
(6) 活動実態を踏まえた非営利法人課税の実施	16

### 要望項目

#### A. 国 税

1. 所得税	17
2. 法人税	19
3. 相続税・贈与税	22
4. 登録免許税	22
5. その他	22

#### B. 地方税

1. 住民税	22
2. 事業税	24
3. 固定資産税・都市計画税	24
4. 不動産取得税	24
5. 事業所税	24
6. 自動車税・自動車取得税	25

#### C. その他

1. 環境問題への対応と税制措置	25
2. 地方幹線道路等の早期整備および道路特定財源のあり方	25
3. 国と地方のあり方と税制	25
4. 公平・公正・効率的な納税環境等の整備	26
5. 非営利法人活動に対する税制措置	27

### 別 紙

平成20年度事業承継円滑化のための税制措置等に関する要望	28
1. 包括的な事業承継税制の確立	29
2. 取引相場のない株式の評価の見直し	29
3. 相続法上の問題（遺留分等）への対応	29

## **．重点要望項目**

### **1．企業の競争力・成長力の強化**

#### **(1) 包括的な事業承継税制の確立**

中小企業は、地域の雇用、技術・ノウハウの確保、地域共同体の文化・伝統の保持など、多様かつ重要な経済的・社会的役割を担っている。こうした中小企業の育成・支援は、地域経済の活性化を実現するために不可欠である。

中小企業経営者の高齢化の進展に伴う事業承継問題が、急速に深刻化する中、地域の中小企業が、事業を承継する段階において発生する事業用資産に対する過度な相続税の課税や民法の遺留分制度などの問題により、やむなく事業存続をあきらめることになれば、それが生み出す雇用機会を喪失させ、地域の活力が削がれ地域経済ひいてはわが国経済にとって大きなマイナスをもたらすことになる。

中小企業の実業承継問題は、単に一企業の経営者の交代にとどまらず、従業員の生活、取引先や関連企業等の事業・経営、さらには地域社会にも影響を及ぼすものであり、税制等が円滑な事業承継を阻害することのないように配慮すべきである。

諸外国における相続税制については、欧州では近年、国の重要政策として雇用創出や競争力強化等の観点から事業用資産に対する軽減措置が相当程度、拡充されており、また、経済連携協定の締結等によりさらに競争が熾烈となるアジア諸国においては、一部の国を除きそもそも相続税制自体が存在していない。経済のグローバル化がますます進展する中、わが国の中小企業が事業承継にあたり極めて高い相続税負担を負わなければならない事態を一刻も早く是正し、中小企業の競争力強化のための条件整備を進める必要がある。

このため、事業承継問題を、地域経済と雇用を支える中小企業の成長力底上げや活力強化、ひいては日本経済の活性化に向けた最重要政策と位置づけるべきであり、中小企業経営者の事業承継においては、本来、事業用資産に係る相続税を非課税とすべきである。まずは、欧州諸国と同様に、後継者が相続後一定期間、事業を継続することなどを条件に、非上場株式等の事業用資産に対する相続税負担を8割以上減免する包括的な事業承継税制を確立すべきである。

併せて、取引相場のない株式の評価の見直し、相続法上の問題（遺留分等）への対応などを図られたい。（詳細は別紙「平成20年度事業承継円滑化のための税制措置等に関する要望」〔28頁〕を参照）

#### **(2) 中小企業等の成長力底上げや生産性向上に資する税制措置**

少子高齢化と人口減少、新興諸国の追い上げ等による国際競争の激化に直面している中、わが国経済の活力を高め持続的な成長発展を実現するためには、研究開発や新事業創出、新分野への進出に果敢に挑戦する意欲的な中小企業等への支援が極めて重要である。このため、中小企業等の成長力の底上げや生産性の向上に資する税制措置を講じる必要がある。

##### **IT投資の促進（中小企業投資促進税制・情報基盤強化税制の拡充・延長）**

ITの活用は、企業の生産性を向上させ、競争力を高める極めて有効な手段であるため、現在、中小企業のIT・ソフトウェア等への投資を支援する中小企業投資促進税制（税額

控除7%または特別償却30%)や高度な情報セキュリティ強化のための情報システム投資を支援する情報基盤強化税制(税額控除7%または特別償却35%)が措置されている。

しかしながら、中小企業の生産性向上に資するデータベース管理ソフト等の中には優遇対象でないソフトウェアがあるため、支援措置を受けられない中小企業が存在している。このため、中小企業投資促進税制について、対象となるソフトウェアの拡充等を行った上で、適用期限の延長を図るべきである。

また、中小企業が顧客データ管理などの情報システム一式全てを、自ら購入(またはリースにより導入)し、維持・更新まで自前で行うことは困難であるが、米国では、中小・小規模企業を中心に、インターネット経由で安価で顧客・人事・財務管理など情報処理を行うサービス(SaaS、ASP( ))が急成長している。さらに、日米のIT活用状況を比較すると、IT利活用ステージにおいて、日本は情報システムを部門内だけで活用する段階にとどまっているものの、米国は部門間・企業間の壁を超えて情報システムを企業内・取引先等も含めた企業間で最適に活用する段階に進んでいる。

このため、情報基盤強化税制について、中小企業のIT投資による生産性向上の観点からITのサービス化(SaaS、ASP)を支援対象に追加するとともに、部門間・企業間で分断されている情報システムを連携する投資への支援の拡充を行った上で、適用期限の延長を図るべきである。

( ) SaaS (Software as a Service) ASP (Application Service Provider)

### **研究開発投資の促進(中小企業技術基盤強化税制・研究開発促進税制の拡充・延長)**

経済のグローバル化が進み国際競争が激しくなる中、資源に乏しいわが国が引き続き経済発展を続けていくためには、研究開発投資やイノベーションの加速により、産業技術力の優位性を確保することが不可欠である。現在、研究開発投資を支援するため、(a)恒久的措置である試験研究費の総額に係る税額控除制度(中小企業分は中小企業技術基盤強化税制という)(税額控除率8~10%。中小企業は12%)と、(b)試験研究費が増加した場合に税額控除が上乘せされる特例(税額控除率5%)が措置されている(税額控除限度額は(a)(b)併せて当期法人税額の20%、超過繰越額は(a)(b)併せて翌期への繰越可能)。

しかしながら、既に税額控除限度額を超えている企業は同制度の恩典を十分に受けられない。さらに、主要国においては、最近、研究開発投資を支援するための税制拡充が急速に行われており、わが国の制度は劣後しつつあるため、国際競争力の低下が危惧される状況にある。

このため、東アジア企業による技術面での追い上げに直面する中小企業を中心に、中小企業技術基盤強化税制・研究開発促進税制について、現行法人税額の20%となっている税額控除限度額の引き上げや試験研究費の増加額に係る税額控除制度の延長、繰越税額控除限度超過額に係る繰越可能期間の延長を図るべきである。

### **人材投資の促進(人材投資促進税制の拡充・延長)**

政府が重要な政策課題として掲げている中小企業の実現のためには、人材育成が極めて重要であり、従業員の教育訓練を支援するため、現在、人材投資促進税制(教育訓練費が前2期の平均額から増加した場合、その増加額の25%を減税。中小企業については、教育訓練費の総額に対し、増加率の1/2に相当する税額控除率(最大20%)を乗じた金額を減税)が措置されている。

しかしながら、中小企業とりわけ小規模企業は教育訓練投資を増加させる余裕がなく、

投資できる場合においても不定期となるため、減税制度が存在しても増加型では教育訓練投資を増やすインセンティブに乏しい状況にある。また、団塊世代の大量退職に備え、熟練技能等の次世代への着実な承継の支援が必要である。

このため、人材投資促進税制において、中小企業については教育訓練費の増減に左右されない総額型にするとともに、技能承継のための教育訓練費を支援対象に追加して、延長を図るべきである。

### **減価償却制度の一層の見直し**

企業の設備投資を促進することは、産業の国際競争力の強化や生産性の向上等にとって極めて有効である。減価償却制度に関し、平成19年度税制改正において、法定残存価額や償却可能限度額の廃止など抜本的な見直しが行われたことは、高く評価されている。しかし、わが国の減価償却制度を主要国と比較してみると、法定耐用年数が長い設備が多く、なお、国際的に不利な状況にあると言える。また、耐用年数の区分や短縮特例の手続きは複雑であり、企業にとって事務負担が重荷となっている。

このため、減価償却資産の法定耐用年数の短縮化や法定耐用年数区分の大括り化、耐用年数短縮特例制度の手続き簡素化、建物の償却方法の拡充（現行の定額法に加え定率法の適用を認める）など一層の改善を実現されたい。特に、法定耐用年数については、一定の期間内で事業者が事業経営にとって最適な耐用年数を定めることができる弾力的な制度とすべきである。

なお、償却可能限度額の廃止に伴い、平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産について、償却可能限度額（取得価額の95%）まで償却した場合、残り5%分について、その後5年間で均等償却できることになったが、企業の事務負担軽減の観点から、中小企業や小規模企業を中心に、一括償却できるよう見直しを行うべきである。

## **(3) 中小企業等の経営基盤強化に向けた見直し**

わが国の企業とりわけ中小企業は、厳しい構造変化に直面しながらも、必死の経営努力を続け、雇用の維持や地域経済の活性化に大きな役割を果たしている。今後とも、わが国経済の大宗を占める中小企業の重要性を再認識した上で、中小企業が思い切ってチャレンジできるような経営基盤の強化を図るための税制措置を講じる必要がある。

### **ベンチャー・新規創業支援のための税制措置の拡充**

ベンチャー・新規創業企業は、創業期には金融機関からの融資が困難であり、エンジェル等個人からの出資が創業資金調達の重要なカギとなる。エンジェル税制がより活用されるためには、繰越控除期間の3年から5年への延長、ベンチャー企業への投資口と他の所得との損益通算の創設、ベンチャー企業に対する投資額の20%を所得税額控除する制度の創設等の支援措置を講じる必要がある。

さらに、ベンチャー・新規創業企業のスタートアップを支援するため、設立後5年間に生じた欠損金の無期限の繰越控除制度の創設等の支援措置を図られたい。また、設立5年以内の中小企業者等に対する欠損金の1年間の繰戻還付措置については拡充を図られたい。

### **少額減価償却資産特例の拡充・延長**

企業を取り巻く競争がさらに激しくなる中、人的資源に乏しい中小企業とりわけ小規模

企業において、成長力底上げや生産性向上に寄与する投資を促進するため、資本金1億円以下の中小企業者等が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、全額損金算入(即時償却)を認める中小企業者等の少額減価償却資産特例を拡充・延長すべきである。

### **交際費の損金算入規制の撤廃**

交際費は、法人の事業の遂行にあたり支出するものであり、企業会計原則においては全額が費用計上されるが、税務上は一部を除いて損金算入できない。中小企業においては、取引先が限定されるケースが多く、販売促進の手法も自ずと限られる。そのため、売上げを伸ばすために使った費用が税務上、交際費として取り扱われることが多くなり、損金算入が認められる範囲が限られることから、事業遂行の阻害要因の一つとなっている。

したがって、企業経営に係る費用的性格の高い支出である交際費については、全額損金算入するのが筋であり、特に中小企業においては早急に全額損金算入を認められたい。

### **欠損金制度の改善**

課税上の期間損益の通算は、企業が中長期的な視点に立った経営を行う上で極めて重要である。欠損金の繰越期間については、平成16年度税制改正において7年に延長されたことは評価するものの、欧米先進国に比べて依然短く、また一部を除き繰戻還付も認められていない。グローバルな競争がより一層、激化する中、わが国企業が果敢にリスクのある事業に挑戦できる環境を整えるため、繰越期間の延長や繰戻還付の適用再開など欠損金制度の見直しを図るべきである。

### **役員給与の見直し**

損金算入が認められている役員給与(定期同額給与、事前確定届出給与、利益連動給与)のうち、同族会社は「利益連動給与」が認められていない。

一方、「定期同額給与」について、損金算入が認められる改定事由としては、通常改定事由(会計期間開始日から3カ月経過日までにする改定)、臨時改定事由(平取締役から社長等への職制上の地位の変更、組織再編成による職務内容の大幅な変更等)、業績悪化改定事由に限定されている。また、「事前確定届出給与」の届出期限は、通常の届出期限(株式総会決議日から1カ月経過日等)、臨時改定事由による届出期限(その事由が生じた日から1カ月経過日)や業績悪化改定事由による届出期限(内容変更を決議した株式総会日から1カ月経過日)が定められている。

さらに、業績悪化改定事由については、現在のところ、明確な基準が示されていないため、例えば、従業員の賞与を減額する場合に役員給与も併せて減額改定したときや、事業再生計画に則り役員給与を減額改定したとき、資金繰りが悪化したときなどが、損金算入要件に該当するの否か判断が困難であり、実務上の障害となっている。

以上のとおり、役員給与の損金算入については、厳しい制約が課せられており、中小企業を取り巻く競争環境がますます激化する中、経営が不安定な激しい中小企業の経営状況等を必ずしも反映していない状況にある。このため、役員給与については、中小企業の実態を踏まえ弾力的に適用・改定を行えるようにすべきであり、少なくとも「業績悪化改定事由」の基準を明確にするなど、役員給与のあり方について見直しを行う必要がある。

### **企業再生税制の特例措置を受ける私的整理の要件の緩和**

平成17年度税制改正により、一定の私的整理については、資産の評価損および評価益の

計上ならびに期限切れ欠損金の優先控除が認められた。しかし、一定の私的整理と認められるためには、「2以上の金融機関」もしくは「政府関係金融機関」または「整理回収機構」による債権放棄が定められている必要があり、「信用保証協会」による債権放棄だけでは、企業再生税制の特例措置を受けることができないことから、中小企業の事業再生を進める上で障害となっている。

したがって、政府関係金融機関等と同様に、信用保証協会についても企業再生税制措置の対象となるよう所要の措置を講ずるべきである。

#### **法人事業税の外形標準課税の撤廃**

法人事業税の外形標準課税は様々な問題を抱える税制であり、諸外国においても同様の税制は廃止の方向にある。一方、わが国においては、平成16年度から同課税が導入されたが、世界的な競争が激化する中で、同課税はわが国産業の国際競争力や雇用に悪影響を及ぼす税制である。また、納税実務においては、税額の算定過程が極めて煩雑であり、経理システムの変更等も発生するなど、事務負担や費用負担の増加が指摘されている。

本税制については、そもそも導入について反対を表明してきたところであり、速やかに撤廃すべきである。ましてや将来、外形標準課税の対象範囲が拡大されることは、絶対にあってはならない。

### **(4) 中小企業等における企業年金制度の充実強化**

#### **最適な企業年金制度を構築しやすい環境の整備**

わが国の雇用の約7割を支えている中小企業における従業員を中心に、老後生活の充実と安定につながるよう、最適な企業年金制度を構築しやすい環境の整備を図られたい。

特に、企業年金の運用資産に課税する特別法人税については、掛金の拠出時および運用時は非課税、給付時は課税という年金税制の原則に立ち返り、凍結の期限(平成20年3月31日)を待つことなく直ちに撤廃すべきである。

また、確定拠出年金制度における拠出限度額の一段の引き上げおよび掛金の本人拠出(マッチング拠出)の容認、加入対象者の見直し、特段の事情がある場合の中途引き出し要件の一層の緩和、年金資産を担保とした借入制度の創設、中小企業退職金共済から確定拠出年金制度への移換の容認等の支援措置を講じられたい。

#### **特定退職金共済制度の早急な法的整備の実現**

特定退職金共済制度は、所得税法施行令を根拠としているが、将来的に安定した制度とするためにも、受給権の保護等を担保する仕組みなどを盛り込んだ法的整備を早急に図り、適格退職年金からの非課税移換を実現されたい。

### **(5) 環境問題への対応と税制措置**

#### **環境税の導入反対と温暖化防止対策支援措置の拡充**

温室効果ガスの排出抑制は、経済や国民生活に大きな影響を及ぼすものであるだけに、地球温暖化防止対策の推進には、「京都議定書目標達成計画」に示された「環境と経済の両立」という大原則のもとで、国・地方自治体、企業、市民など全ての主体が、それぞれの立場で積極的に排出抑制を進めていく必要がある。しかし、事業者に予め排出枠を設定す

るキャップ・アンド・トレード型の国内排出量取引制度や、温室効果ガスの総排出量に応じて課税するという環境税は、まさに経済統制的な手法であり、「環境と経済の両立」を阻害するものであるため、これらの導入には断固反対である。

なお、温暖化防止対策に関しては、企業や市民が環境に配慮した取り組みに自主的、前向きに取り組めるよう、以下の支援措置を講じるべきである。

#### (ア) エネルギー需給構造改革投資促進税制の拡充・延長

業務用ビルの省エネ対策等の強化を図るため、エネルギー需給構造改革に資する対象設備を取得した場合、取得価額の30%の特別償却を認める制度（中小企業者等については取得価額の7%の税額控除との選択が可能）であるエネルギー需給構造改革投資促進税制を拡充・延長すべきである。

#### (イ) 住宅省エネ改修促進税制の創設

既存住宅の省エネ性能の向上を促進するため、断熱工事等の省エネ改修に要した費用の一部を所得税額から控除するとともに、固定資産税を軽減する住宅省エネ改修促進税制を創設すべきである。

#### (ウ) 自動車グリーン化税制の拡充・延長

自動車の排出ガスのクリーン化および燃費の改善を図るため、排出ガス性能や燃費性能に応じて自動車税を軽減する等の自動車グリーン化税制を拡充・延長すべきである。

### 森林環境・水源税の導入反対

森林整備に係る財源の確保のため、一部に「森林環境・水源税」導入の議論があるが、そもそも、森林や河川の保全による利益は広く国民一般におよぶものであることから、引き続き一般財源で対応することが適当である。また、森林や河川整備については、税を創設せず、基金を創設して対応することで既に決着済みの問題である。

## **2. 地域経済の活性化**

### **(1) 土地税制等の見直し**

わが国の地価動向を見ると、都市圏の一部で上昇傾向が見られるものの、全国的には依然として地価の下落が続いており、地域間の格差が広がっている。特に多くの地方都市においては、未だ資産デフレから抜けられず、地域経済に大きな影響を与えている。資産デフレからの脱却を確実なものとし、地域経済を活性化するために、不動産の流動化・有効利用を促進するための税制面の措置が必要である。

### 固定資産税の負担軽減等

商業地等における固定資産税の負担は依然として高水準で推移し、地価水準との乖離が続いている。現に地価は、平成3年をピークに下落に転じているにもかかわらず、固定資産税収は、地価の下落幅と乖離した水準で推移している。負担水準の高い商業地等について、条例により一律に税額を減額できる制度が創設されたが、実際に条例を制定した地方自治体はわずか数カ所に止まり、期待されたほど実効はあがっていない。このため、地域企業の競争力強化、地域経済の活力増進の観点から、商業地等に係る固定資産税の評価方

法の改善や税率引き下げ、負担水準の上限の引き下げ等により、税負担の軽減措置を講じることが必要である。

家屋に係る固定資産税の評価額については、現行では、再建築価格方式によって算出されているが、その算出方法は極めて複雑であり、また、建築後の年数が経過しても一向に評価額が下がらない建物がある等の問題点がある。このため、評価の適正化の観点から、取得価額や収益力等を基準とするなど、評価方法の抜本的な見直しが必要である。

さらに、償却資産への課税については、国際的にも例外的な制度であり、わが国産業の国際競争力を削ぐことから、即刻、廃止すべきである。

### **不動産の流動化促進に資する税制措置の実現**

土地の取得コストを軽減し、土地の有効利用を通じて新しい産業構造への転換および地域経済の再生を図るため、以下の税制措置を講じるべきである。

- (ア)登録免許税は、登記事務に要する費用と比較して過重となっており、手数料程度へ引き下げること。
- (イ)上記(ア)の要望が一気に実現できない場合、最低限、土地の所有権移転登記等の軽減税率(売買による所有権の移転登記の軽減税率1%(本則:2%)、所有権の信託登記の軽減税率0.2%(本則:0.4%)、適用期限:平成20年3月31日)を延長すること。
- (ウ)不動産取得税を廃止すること。
- (エ)上記(ウ)の要望が一気に実現できない場合、最低限、土地取得から3年以内(本則2年)に住宅を取得したとき、住宅用土地の不動産取得税が軽減される特例(適用期限:平成20年3月31日)を延長すること。
- (オ)20年末まで凍結されている法人の土地譲渡益重課制度の恒久的廃止を図ること。

## **(2)住宅税制の拡充**

良質な住宅・住環境は、安全・安心で豊かな社会を築き上げるためには必要不可欠なものである。昨年6月、豊かな住生活を目指す「住生活基本法」が施行されたが、同法を基に国家戦略として住宅政策を推進する必要がある。また、わが国には中古住宅が多数存在しているが、防災、高齢化への対応、地球温暖化対策等の観点からも、その改修・建替えの促進は喫緊の課題である。また、住宅建設は経済的な波及効果が大きいため、地域経済の成長・発展に大きな期待が寄せられており、新需要を生み出す観点からも住宅の建設は重要な課題である。このため、住宅税制が果たす役割の重要性を踏まえ、以下の税制措置を講じるべきである。

### **耐震改修促進税制の拡充**

住宅ローンの支払利子を所得から控除する「住宅ローン利子所得控除制度」の創設  
住宅取得等資金に係る相続時精算課税制度の特例(贈与者である親の年齢制限:なし(本則65歳以上)、非課税限度額:3,500万円(本則2,500万円)、適用期限:平成19年12月31日)の拡充・延長

新築住宅の固定資産税については、3年間(中高層耐火建築物については5年間)120㎡までの部分を2分の1に軽減する特例(適用期限:平成20年3月31日)の延長

## **(3)事業所税の廃止**

事業所税は、人口の多い都市部にのみ課税され、自治体間の公平性の観点から問題であると

ともに、対象都市部への新規開業や事業所の立地を阻害している。事業所床面積を課税標準とする資産割部分については、固定資産税・都市計画税との二重課税となっている。加えて、市町村合併により、新しい自治体の人口が基準（30万人）を超える場合には、新たに事業所税の課税が可能となる。平成17年4月に施行された合併新法（市町村の合併の特例等に関する法律）では、旧合併特例法と同様、5年間の課税猶予措置等を講じているものの、その期間が過ぎれば結局は課税されることとなるため、市町村合併を阻害する一因にもなっている。市町村合併を推進する一方で、こうした税制を残しておくことは、国の施策として一貫性を欠いたものと言える。

このため、事業所税については、早急に廃止すべきである。特に負担感が大きい中小企業については、直ちに廃止すべきである。

#### **（４）地方幹線道路等の早期整備および道路特定財源のあり方**

政府は、平成18年12月に「道路特定財源の見直しに関する具体策」を閣議決定し、平成19年中に道路整備の中期計画を作成することとしているが、地域間格差の是正および地域の活性化のために真に必要な道路の早期整備に向けた、実効性のある整備計画を策定されたい。

なお、そもそも道路整備のためとして賦課された財源は、暫定税率を含め現行の税率水準を維持しつつ、必要とされる道路計画が残っている限り、その整備に全額を投入するのが筋であり、地方幹線道路など真に必要な道路を早急に整備されたい。

#### **（５）地域活性化に貢献する団体への寄附金優遇**

わが国経済は全体的には景気回復軌道にあるが、地域においては、依然として厳しい状況が続いているところも少なくない。一方、地方分権や地域再生計画、街づくり三法の改正等により、新たな地域・街づくりの活動が活発化してきており、商工会議所をはじめ、公益法人、非営利団体（NPO）や大学、企業などが、協力して地域活性化・街づくりに貢献する動きが出てきている。

こうした、地域の活性化や街づくりに貢献する取り組みを支援するために、企業や個人がこれらの団体に寄付をする場合に、寄附金優遇を行うべきである。

#### **（６）国と地方のあり方と税制**

昨年12月8日に「地方分権改革推進法」が成立し、1995年の地方分権推進法以来、11年ぶりに第2期の地方分権改革がスタートしたが、国・地方ともに厳しい財政状況に置かれている中、地方が主役となる真の地方分権体制を構築する観点から、国および地方が徹底した業務の見直しや歳出削減を行った上で、国から地方へ、官から民への流れを加速させ、個性ある地方の構築に向けた地方の「自主・自立」を確保できる改革が必要である。

##### **国庫補助負担金改革と税源移譲**

国と地方の役割分担を明確化し、地方が担うべき行政サービスについては、国が一定水準の確保に責任を持つべき経常的なものを除き、地方の行財政改革の徹底を条件に、国庫補助負担金を廃止し、相応の税財源および権限を思い切って地方に移譲すべきである。

税源移譲の際には、現行の国と地方の業務比率が「4：6」であるのに対し、収収比率

は「6：4」であることから、税収中立を前提として、国税の一定割合を地方税に切り替え、最終的には、財政調整機能に特化した新しい交付税と併せて税源配分も業務配分と同等の比率を確保すべきである。

### **地方自治体への寄附金に対する税額控除制度の創設**

ふるさと等の地方自治体の財政強化、地域間格差の是正等の観点から、地方自治体への寄附金の一部を、個人住民税から税額控除する制度を創設すべきである。

### **地方の課税自主権**

地方の課税自主権については、地方分権を進めていく上で、拡充していくことに異存はない。しかしながら、各地で行われている独自課税の内容を見ると、法人への課税が多く、「取りやすいところから取る」といった姿勢が否めない。地方自治体は、課税自主権を行使することが、地域に対する重い責任を伴うということを十分認識し、まずは徹底した行財政改革を行うべきである。

その上で必要があれば、税財源の使途やその調達について納税者に十分説明を行い、理解を得た上で、住民の利益と負担の選択のもとに地域住民全体を対象とした独自課税を実施すべきであり、法人への安易な課税は行うべきではない。

## **3．経済社会の変化への対応**

### **(1) 少子化対策・子育て支援のための税制の拡充**

少子化問題はわが国の将来を決定する重要な問題である。第2次ベビーブーマー世代が30歳代半ばにさしかかるここ数年は特に重要な時期であり、少子化対策の早急かつ実効性のある施策を確立し、集中的に講じる必要がある。少子化対策のための財政支出は、将来の経済社会の維持・発展を支える基盤をつくる先行投資と認識し、最優先で財源を投入すべきである。

このため、子供を持つ個人の経済的負担の軽減の観点から、児童手当や奨学金制度の充実を図ることに加え、税制面においても、児童税額控除等の創設や奨学金制度の充実に資する企業の設立する育英基金への税制上の支援等を図ることが必要である。

### **(2) 上場株式等の譲渡益および配当に係る軽減措置の延長等**

わが国の個人金融資産に占める株式等の保有割合は、未だ10%程度であり、欧米を大きく下回っている。「持続的かつ安定した経済成長」を実現するための基本は「活力ある証券市場」の構築・維持であり、証券市場のより一層の活性化が必要である。

今後、「貯蓄から投資」への流れを促進させるため、当面、平成20年12月31日に適用期限を迎える上場株式等の譲渡益に係る10%軽減措置（本則20%）および平成21年3月31日に適用期限を迎える上場株式等の配当に係る10%軽減措置（本則20%）を延長する必要がある。

なお、中小・ベンチャー企業などへの資金調達の円滑化を図る観点から、将来の金融所得課税の一元化（損益通算の対象に非上場株式を含む）を推進すべきである。

### (3) 公益法人制度改革等への対応と寄附金税制の充実

価値観や社会のニーズの多様化が進む中、市民活動から企業の社会的責任に至るまで「民間が担う公共」の領域が拡大し、ボランティア活動などその領域を支える公益法人やNPO法人等による民間の非営利活動の重要性が高まってきている。今後、さらにその活動への支援を充実させるため、「民間が担う公共」への資金面での支援を促す観点から、公益法人制度改革や認定NPO法人制度の見直しを踏まえつつ、以下の税制措置を講じるべきである。

#### 公益法人制度改革に伴う税制

##### (ア) 公益社団法人・公益財団法人に対する課税のあり方

平成20年中に施行される公益法人制度改革の下で、第三者機関により公益性を認定された公益社団法人・公益財団法人への課税に関し、法人課税について、各事業年度の所得のうち収益事業から生じた所得以外の所得および清算所得に対して法人税を課さないとする現行の公益法人の取り扱いを適用するとともに、現行のみなし寄附金制度を大幅に拡充し、収益事業からの収益を本来の公益目的事業に繰入れた場合の損金算入枠（現行：所得金額の20%）を大幅に拡大すべきである。また、金融資産から生ずる利子・配当等の収益は、非課税とすべきである。

##### (イ) 公益社団法人・公益財団法人に対する寄附金税制のあり方

公益社団法人・公益財団法人は、税制上、寄附金優遇の対象法人として取り扱うこととし、これら法人に対して寄附を行った個人や法人に対して、少なくとも特定公益増進法人、認定NPO法人と同様の寄附金優遇を認めるべきである。

##### (ウ) 公益信託等、他の公益制度との均衡

公益社団法人・公益財団法人への課税や寄附金税制の制度設計は、公益信託等、民間資金を活用して公益活動を行う他の制度とのバランスを勘案しながら進めるべきである。

##### (エ) 一般社団法人・一般財団法人に対する課税のあり方

新制度の下で第三者機関による公益性の認定を受けない一般社団法人・一般財団法人への課税については、営利法人と同等の課税とするのではなく、人格なき社団等と同等の税制優遇措置は維持すべきである。また、一般社団法人・一般財団法人のうち、「専ら会員のための共益的事業活動を行う非営利法人」については、会費だけでなく、寄附金、補助金、助成金等も非課税とすべきである。

#### 法人や個人による寄附を促す税制措置の拡充

##### (ア) 法人税の損金算入限度額の拡充

特定公益増進法人、認定NPO法人、公益社団法人・公益財団法人に対して寄附を行った法人の損金算入限度額（現行：所得金額の1.25% + 資本等の金額の0.125%）を大幅に引き上げるべきである。

##### (イ) 控除限度超過額の繰越制度の導入

法人税の損金算入限度額および所得税の所得控除限度額について、アメリカやフランスと同様に、それぞれ繰越制度（5年程度）を導入するべきである。

##### (ウ) 個人住民税に係る寄附金税制の拡充

今年実施された税源移譲により、個人にとって住民税の負担は従来よりも高くなっていることから、個人住民税に係る寄附金税制を次のとおり拡充すべきである。

(a) 所得控除の適用下限限度額（現行：10万円）を5,000円に引き下げるとともに、

控除限度額（現行：総所得の25%）を40%に引き上げるべきである。

(b)所得控除が認められる寄附の対象団体として、納税義務者の住所地に所在する公益性の高い非営利法人（公益財団法人・公益社団法人、特定公益増進法人、認定NPO法人）を加えるべきである。

認定NPO法人の認定要件の緩和および認定期間の延長

NPO法人は、現在3万超設立されているが、寄附金優遇措置のある認定NPO法人については、未だ70程度しか認められていないので、認定要件を緩和し認定NPO法人数を増加させるべきである。さらに、本来活動に専念できるよう、現在2年である認定期間を3年以上に延長する必要がある。

## **（４）個人所得課税**

税制は、そのあり様により、個人の生き方や働き方からわが国の経済社会にまで大きな影響を及ぼすものであり、それだけに、経済社会の構造変化を十分に踏まえ、かつ経済情勢にも十分配慮して、制度の見直しを行うことが必要である。しかしながら、平成17年6月に政府の税制調査会から公表された「個人所得課税に関する論点整理」は、全体に税収確保の観点が色濃く出ており、増税を意図したものと感じられる。もとより国および地方が自ら徹底した行政経費削減を行うことが必要不可欠であり、これら行政側の取り組みの成果が明らかになっていない段階で、安易に国民に追加負担を求めるようでは、到底国民の理解は得られない。

また、社会保険料の引き上げや定率減税の縮減・廃止などの制度改定に伴う国民の負担増が続く中で、個人所得課税の増税論議は国民に心理的にマイナスの影響を与え、伸び悩んでいる個人消費を冷え込ませ、景気に悪影響を与えることにもなりかねない。このため、当分の間、諸控除の縮減など、個人消費に水を差すような政策はとるべきではない。

## **（５）公平・公正・効率的な納税環境等の整備**

### **行政機関への電子申告・申請の推進**

納税者の事務負担の軽減や徴収コストの削減のためには、電子申告・納税の普及は欠かせない。平成19年度税制改正で、e-Tax（国税）については、電子証明書を取得した個人の電子申告に係る所得税額の特別控除（5,000円を限度に税額控除。19年度または20年度において1度だけ適用）が創設されたが、導入の手間の割にはインセンティブが十分ではない、法人は対象外である、操作方法等電話で問い合わせてもスムーズに対応してもらえないなどの声が寄せられている。電子申告・納税の普及を加速させるためには、税額控除額や適用回数の拡充、法人への適用対象の拡大などの支援策の強化に加え、利用時間の拡大（現行：平日の9:00～21:00。祝日等除く）、添付書類の削減、テスト送信の受け入れ、電子納税に対応する金融機関の増大、電話等による問い合わせ体制の充実など利用者の立場に立った使いやすい制度・システムとなるよう見直しを進めるべきである。

なお、eLTax（地方税）においては、導入自治体の拡大や利用者へのPRの強化とともに、インセンティブの導入など普及促進策を図るべきである。

### **国税、地方税、社会保険料の徴収一元化**

国税、地方税、社会保険料の徴収は、国税庁、地方自治体、社会保険庁、労働局など個別の徴収機関によって行われているが、課税ベースの多くが重複しているわが国の状況を

鑑みると、一体的徴収を進めている欧米諸国と比べて、納税者側・徴収側双方に余計なコストがかかっている。少子高齢化の進展に伴う労働力不足が懸念されるわが国において、経済成長の実現に向けて、中小企業とりわけ小規模企業の生産性向上が強く求められており、経済成長に資する前向きな活動に労働力・コストを振り向けることができるような環境整備を図るため、納税事務負担を軽減させる必要がある。

このため、国と地方において課税ベースが重複している税目（個人住民税・事業税、地方法人二税、社会保険料、個別地方消費課税）等の徴収を国税庁に移すなど、現在、国税と地方税、税と社会保険料に分かれている徴収体制の一元化を進めるべきである

### **苦情処理機関の中立性の確保・整備**

国税不服審判所は、税務行政に対する納税者の権利救済のための機関として存在しているが、審判官のほとんどが税務行政の執行機関に属していた国家公務員であり、任期満了後はまた元の税務行政執行機関に戻ることが多く、第三者機関として独立性が確保されているか疑問である。

そのため、21世紀の社会にふさわしい準司法手続の確立を目指す観点から、審判官の中立性・公平性・法律専門性を確保するために、法曹有資格者を増加させ、関係省庁の人事ローテーションから切り離すなどして第三者性を高める必要がある。また、取り扱う事件の範囲を、国税に限定することなく地方税にも拡大すべきである。

### **納税者番号制度のあり方の検討**

経済活動のボーダーレス化、金融資本取引の多様化、電子商取引の拡大や電子申告・納税制度の導入などIT化の進展の中で、適正かつ公正、効率的な課税を実現するため、納税者番号制度のあり方を検討する時期にきていると考える。

ただし検討する際は、事業所得など個々の取引の把握に関する限界も念頭に置きつつ、導入する場合のコスト・ベネフィットを十分勘案し、絶対に個人のプライバシーが漏れることがないよう情報漏えい防止に万全を図るとともに、目的外利用の範囲の明確化や罰則の設置、目的外利用を監視する第三者機関の創設など、納税者の不安を払拭できる十分な措置を講じることを前提として、慎重に検討すべきである。

### **簡素な税制による必要最小限の納税事務負担**

わが国では、申告納税方式を採用しているため、極力、事業者など納税者が理解しやすい租税制度にする必要がある。また、納税者には納税のための事務負担が生じており、例えば、国民に広く負担を求めている消費税は、実際には事業者の多大な納税事務負担の上に成り立っている制度であることを決して忘れてはならない。政府はこうした事業者の事務負担も、徴税費用としてしっかり認識するべきである。近年、税制が簡素という基本原則から離れ、複雑化しており、例えば、特殊支配同族会社の役員給与損金不算入制度の所得計算や減価償却制度の減価償却費の計算、研究開発促進税制の増加試験研究費の計算など、納税者にとって非常に複雑かつ煩雑な事務が増えており、納税者の生産性向上が阻害され、国全体としては経済的に不合理な状況になってきている。

したがって、税制改正にあたっては、納税者にとって分かりやすい簡素な税制にするるとともに、納税者に過度な事務負担を強いることは厳に避けなければならない。

## **公会計制度の一層の整備および行政の情報開示の徹底**

多額の長期債務を抱える中、国および地方自治体は、複式簿記や発生主義を取り入れた公会計制度を導入して、正確な財政状況を把握するとともに、納税者である国民や住民の他、国債・地方債を購入している投資家など自らを取り巻くステークホルダー（利害関係者）に対し、情報開示を徹底する必要がある。その上で、効果的・効率的な行政運営を展開し、より質の高い国民・住民サービスの提供を行うべきである。

こうした観点から、国および地方自治体においては、複式簿記や発生主義を導入し、公会計制度の一層の整備を図るとともに、その情報開示を速やかに行うべきである。

## **(6) 活動実態を踏まえた非営利法人課税の実施**

非営利法人課税の見直しは、個々の公益法人等の活動実態を十分に踏まえて実施する必要がある。そうした観点にたてば、商工会議所法に基づき設立されている商工会議所のような特に公益性の高い法人については、その存在意義や役割はむしろ地方自治体や公共法人と同等であると言える。このため、課税対象所得の範囲や軽減税率、資産課税等について、現行以上の課税強化は行うべきではない。

むしろ、商工会議所のような特別法に基づいて設立された特に公益性の高い法人については、その活動を促進するために、少なくとも現行の特定公益増進法人等以上の寄附金優遇を認めるべきである。

## ．要望項目

### A. 国税

#### 1. 所得税

- (1) 中小企業投資促進税制・情報基盤強化税制について、以下の措置を講じた上で、適用期限を延長すること。

中小企業のIT投資に対する支援について、対象となるソフトウェアの拡充等する。

中小企業の生産性向上に有効なITのサービス化(SaaS、ASP)を支援対象に追加する。

部門間・企業間で分断されている情報システムを連携する投資への支援を拡充する。

- (2) 中小企業技術基盤強化税制・研究開発促進税制について、以下の措置を講じること。

税額控除限度額を引き上げる。

試験研究費の増加額に係る税額控除制度を延長する。

繰越税額控除限度超過額に係る繰越可能期間を延長する。

- (3) 人材投資促進税制について、以下の措置を講じた上で、適用期限を延長すること。

中小企業については教育訓練費の増減に左右されない総額型にする。

技能承継のための教育訓練費を支援対象に追加する。

- (4) 減価償却制度について、以下の見直しを図ること。

減価償却資産の法定耐用年数の短縮化や法定耐用年数区分の大括り化を図る。

耐用年数短縮特例制度の手続き簡素化を図る。

建物の償却方法の拡充（現行の定額法に加え定率法の適用を認める）を図る。

法定耐用年数については、一定の期間内で事業者が事業経営にとって最適な耐用年数を定めることができる弾力的な制度とする。

償却可能限度額の廃止に伴い、平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産について、償却可能限度額（取得価額の95%）まで償却した場合、残り5%分について、その後5年間で均等償却できることになったが、企業の事務負担軽減の観点から、中小企業や小規模企業を中心に、一括償却できるよう見直しを行う。

減価償却制度における減価償却費の計算方法等の事務負担の簡素化を図る。

- (5) ベンチャー・新規創業支援のため、以下の措置を講じること。

繰越控除期間を3年から5年へ延長する。

ベンチャー企業への投資ロスと他の所得との損益通算を創設する。

ベンチャー企業に対する投資額の20%を所得税額控除する制度を創設する。

- (6) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例を拡充し、適用期限を延長すること。

- (7) わが国産業の国際競争力を高めるために、特に知的財産権の取得費用の一定割合を税額控除できる制度を創設すること。
- (8) 中小企業が最適な企業年金制度を構築しやすい環境整備のため、以下の措置を講じること。
- 確定拠出年金制度における拠出限度額の一段の引き上げを認める。
  - 確定拠出年金制度において掛金の本人拠出(マッチング拠出)を容認する。
  - 確定拠出年金制度の加入対象者を見直す。
  - 特段の事情がある場合の確定拠出年金制度の中途引き出し要件の一層の容認を図る。
  - 年金資産を担保とした借入制度を創設する。
  - 中小企業退職金共済(中退共)から確定拠出年金制度への移換を容認する。
  - 特定退職金共済制度の早急な法的整備を実現し、適格退職年金からの非課税移換を実現する。
- (9) エネルギー需給構造改革投資促進税制について、業務用ビルの省エネ対策を支援対象にした上で、適用期限を延長すること。
- (10) 住宅省エネ改修促進税制を創設すること。
- (11) 耐震改修促進税制について、以下の措置を講じること。
- 住宅に係る耐震改修促進税制を拡充する。
  - 事業用建築物に係る耐震改修促進税制を延長する。
- (12) 住宅ローンの支払利子を所得から控除する「住宅ローン利子所得控除制度」を創設すること。
- (13) 児童税額控除を創設すること。
- (14) 金融所得課税について、以下の措置を講じること。
- 上場株式等の譲渡益および配当に係る軽減措置を延長する。
  - 将来の金融所得課税の一元化(損益通算の対象に非上場株式を含む)を推進する。
- (15) 寄付金税制の充実化のため、以下の措置を講じること。
- 公益社団法人・公益財団法人は、税制上、寄附金優遇の対象法人として取り扱うこととし、これら法人に対して寄附を行った個人や法人に対して、少なくとも特定公益増進法人、認定NPO法人と同様の寄附金優遇を認める。
  - 地域活性化に貢献する団体への寄附について、税制優遇を講じる。
  - 商工会議所のような特別法に基づいて設立された特に公益性の高い法人については、少なくとも現行の特定公益増進法人等以上の寄附金優遇を認める。
- (16) 一般公害防止用設備投資について特別償却制度の特例措置を延長すること。
- (17) 再商品化設備等の特別償却および固定資産税の特例措置を延長すること。
- (18) 個人事業主の事業主報酬に係る勤労性に配慮した所要の税制措置の実現を図ること。
- (19) 給与所得者が職業能力の開発・向上に資する自己啓発を行った場合の費用を特定支出控除の対象とすること。

- (20) 個人所得課税について、行政経費削減などの取り組みの成果が明らかになっていない段階で、安易に国民に追加負担を求めるようでは、到底国民の理解は得られない。また、社会保険料の引き上げや定率減税の縮減・廃止などの制度改定に伴う国民の負担増が続く中で、個人所得課税の増税論議は国民に心理的にマイナスの影響を与え、伸び悩んでいる個人消費を冷え込ませ、景気に悪影響を与えることにもなりかねないため、当分の間、諸控除の縮減など、個人消費に水を差すような政策はとるべきではない。
- (21) 企業の株式発行・譲渡による資本調達力を強化するため、個人段階における配当二重課税を是正すること。
- (22) 同族会社等の行為計算否認規定における「税の負担を不当に減少させる結果」の意義を、法令で明確に規定すること。
- (23) 地震防災対策用資産の取得に関する特例措置を拡充・延長すること。

## 2. 法人税

- (1) 中小企業投資促進税制・情報基盤強化税制について、以下の措置を講じた上で、適用期限を延長すること。

中小企業のIT投資に対する支援について、対象となるソフトウェアの拡充等する。

中小企業の生産性向上に有効なITのサービス化(SaaS、ASP)を支援対象に追加する。

部門間・企業間で分断されている情報システムを連携する投資への支援を拡充する。

- (2) 中小企業技術基盤強化税制・研究開発促進税制について、以下の措置を講じること。

税額控除限度額を引き上げる。

試験研究費の増加額に係る税額控除制度を延長する。

繰越税額控除限度超過額に係る繰越可能期間を延長する。

- (3) 人材投資促進税制について、以下の措置を講じた上で、適用期限を延長すること。

中小企業については教育訓練費の増減に左右されない総額型にする。

技能承継のための教育訓練費を支援対象に追加する。

- (4) 減価償却制度について、以下の見直しを図ること。

減価償却資産の法定耐用年数の短縮化や法定耐用年数区分の大括り化を図る。

耐用年数短縮特例制度の手続き簡素化を図る。

建物の償却方法の拡充（現行の定額法に加え定率法の適用を認める）を図る。

法定耐用年数については、一定の期間内で事業者が事業経営にとって最適な耐用年数を定めることができる弾力的な制度とする。

償却可能限度額の廃止に伴い、平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産について、償却可能限度額（取得価額の95%）まで償却した場合、残り5%分について、その後5年間で均等償却できることになったが、企業の事務負担軽減の観点から、中小企業や小規模企業を中心に、一括償却できるよう見直しを行う。

減価償却制度における減価償却費の計算方法等の事務負担の簡素化を図る。

- (5) ベンチャー・新規創業支援のため、以下の措置を講じること。

ベンチャー・新規創業支援のため、設立後5年間に生じた欠損金の無期限の繰越控除制度を創設する。

設立5年以内の中小企業者等に対する欠損金の1年間の繰戻還付措置について拡充する。

- (6) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例を拡充し、適用期限を延長すること。

- (7) 交際費課税について、以下の措置を講じること。

企業経営における費用的性格の高い支出である交際費について、全額損金算入するのが筋であり、特に中小企業においては早急に全額損金算入を認める。

交際費の全額損金算入が認められない場合には、少なくとも交際費課税における飲食費の適用要件の簡素化を図る。

- (8) 欠損金制度について、繰越期間の延長や繰戻還付の適用再開など見直しを図ること。

- (9) 役員給与については、中小企業の実態を踏まえ弾力的に適用・改定を行えるようにすべきであり、少なくとも「業績悪化改定事由」の基準を明確にするなど、役員給与の損金算入のあり方について見直しを行うこと。

- (10) 政府関係金融機関等と同様に、信用保証協会についても企業再生税制措置の対象となるよう所要の措置を講じること。

- (11) わが国産業の国際競争力を高めるために、特に知的財産権の取得費用の一定割合を税額控除できる制度を創設すること。

- (12) 中小企業の体質強化と活力増進を図るため、中小企業軽減税率について適用所得金額の引き上げ等を図ること。

- (13) 最適な企業年金制度を構築しやすい環境整備のため、以下の措置を講じること。

特別法人税は、凍結の期限(平成20年3月31日)を待つことなく直ちに撤廃する。

確定拠出年金制度における拠出限度額の一段の引き上げを認める。

確定拠出年金制度において掛金の本人拠出(マッチング拠出)を容認する。

- (14) エネルギー需給構造改革投資促進税制について、業務用ビルの省エネ対策を支援対象にした上で、特例を延長すること。

- (15) 法人の土地譲渡益重課制度を恒久的に廃止すること。

- (16) 事業用建築物に係る耐震改修促進税制を延長すること。

- (17) 企業の設立する育英基金への税制上の支援などを図ること。

- (18) 公益法人制度改革に伴う税制措置および寄付金税制の充実のため、以下の措置を講じること。

平成20年中に施行される公益法人制度改革の下で、第三者機関により公益性を認定された公益社団法人・公益財団法人への課税に関し、法人課税について、各事業年度の所得のうち収益事業から生じた所得以外の所得および清算所得に対して法人税を課さないとする現行の公益法人の取り扱いを適用する。

現行のみなし寄附金制度を大幅に拡充し、収益事業からの収益を本来の公益目的事業に繰入れた場合の損金算入枠(現行:所得金額の20%)を大幅に拡大する。

金融資産から生ずる利子・配当等の収益は、非課税とする。

公益社団法人・公益財団法人は、税制上、寄附金優遇の対象法人として取り扱うこととし、これら法人に対して寄附を行った個人や法人に対して、少なくとも特定公益増進法人、認定NPO法人と同様の寄附金優遇を認める。

公益社団法人・公益財団法人への課税や寄附金税制の制度設計は、公益信託等、民間資金を活用して公益活動を行う他の制度とのバランスを勘案しながら進める。

新制度の下で第三者機関による公益性の認定を受けない一般社団法人・一般財団法人への課税については、営利法人と同等の課税とするのではなく、人格なき社団等と同等の税制優遇措置は維持する。

一般社団法人・一般財団法人のうち、「専ら会員のための共益的事業活動を行う非営利法人」については、会費だけでなく、寄附金、補助金、助成金等も非課税とする。

特定公益増進法人、認定NPO法人、公益社団法人・公益財団法人に対して寄附を行った法人の損金算入限度額(現行:所得金額の1.25% + 資本等の金額の0.125%)を大幅に引き上げる。

法人税の損金算入限度額および所得税の所得控除限度額について、アメリカやフランスと同様に、それぞれ繰越制度(5年程度)を導入すること。

地域活性化に貢献する団体への寄附について、税制優遇を講じる。

商工会議所のような特別法に基づいて設立された特に公益性の高い法人については、少なくとも現行の特定公益増進法人等以上の寄附金優遇を認める。

- (19) 中小企業における従業員の安定的な確保のため、職場環境の充実や能力向上に資する施設の設置・運営経費等に係る減税措置を創設すること。
- (20) 経営革新計画を実施する資本金1億円超の中小企業者に対する留保金課税停止措置の適用期限の延長を図ること。
- (21) 特殊支配同族会社の役員給与の損金算入制限措置については、平成19年度税制改正の見直し後の適用状況等を踏まえ、廃止も含めてそのあり方を十分検討すること。
- (22) 固定資産の減損会計の適用による減損損失について、損金算入を認めること。
- (23) 外国税額控除制度について、控除対象範囲の見直し、限度超過額の繰越期間の延長等を図ること。
- (24) 一般公害防止用設備投資について特別償却制度の特例措置を延長すること。
- (25) 3R設備投資について特別償却制度および固定資産税の特例措置を延長すること。
- (26) 同族会社等の行為計算否認規定における「税の負担を不当に減少させる結果」の意義を、法令で明確に規定すること。
- (27) 地震防災対策用資産の取得に関する特例措置を拡充・延長すること。

### 3. 相続税・贈与税

- (1) 包括的な事業承継税制の確立のため、以下の措置を講じること。

中小企業経営者の事業承継においては、本来、事業用資産に係る相続税は非課税とすべきである。まずは、欧州諸国と同様に、後継者が相続後一定期間、事業を継続することなどを条件に、非上場株式等の事業用資産に対する相続税負担を8割以上減免する。

取引相場のない株式の評価の見直しを図る。

相続法上の問題(遺留分等)への対応などを図る。

- (2) 住宅取得等資金に係る相続時精算課税制度の特例措置を拡充し、適用期限を延長すること。

### 4. 登録免許税

- (1) 登録免許税について、手数料程度へ引き下げること。

- (2) 登録免許税の手数料程度への引き下げが一気に実現できない場合、最低限、以下の措置を講じること。

土地の所有権移転登記等の軽減税率を延長する。

産業活力再生特別措置法の適用期限を延長する。

### 5. その他

- (1) 印紙税について、非課税限度額を引き上げるとともに、税負担を軽減すること。

## **B. 地方税**

### 1. 住民税

- (1) 中小企業技術基盤強化税制・研究開発促進税制について、以下の措置を講じること。

税額控除限度額を引き上げる。

試験研究費の増加額に係る税額控除制度を延長する。

繰越税額控除限度超過額に係る繰越可能期間を延長する。

- (2) 人材投資促進税制について、以下の措置を講じた上で、適用期限を延長すること。

中小企業については教育訓練費の増減に左右されない総額型にする。

技能承継のための教育訓練費を支援対象に追加する。

- (3) ベンチャー・新規創業支援のため、以下の措置を講じること。

繰越控除期間を3年から5年へ延長する。

ベンチャー企業への投資ロスと他の所得との損益通算を創設する。

ベンチャー企業に対する投資額の20%を所得税額控除する制度を創設する。

- (4) 最適な企業年金制度を構築しやすい環境整備のため、以下の措置を講じること。
- 確定拠出年金制度における拠出限度額の一段の引き上げを認める。
  - 確定拠出年金制度において掛金の本人拠出(マッチング拠出)を容認する。
  - 確定拠出年金制度の加入対象者を見直す。
  - 特段の事情がある場合の確定拠出年金制度の中途引き出し要件の一層の容認を図る。
  - 年金資産を担保とした借入制度を創設する。
  - 中小企業退職金共済(中退共)から確定拠出年金制度への移換を容認する。
  - 特定退職金共済制度の早急な法的整備を実現し、適格退職年金からの非課税移換を実現する。
- (5) 児童税額控除を創設すること。
- (6) 金融所得課税について、以下の措置を講じること。
- 上場株式等の譲渡益および配当に係る軽減措置を延長する。
  - 将来の金融所得課税の一元化(損益通算の対象に非上場株式を含む)に向けた準備を推進する。
- (7) 寄付金税制の充実化のため、以下の措置を講じること。
- 公益社団法人・公益財団法人は、税制上、寄附金優遇の対象法人として取り扱うこととし、これら法人に対して寄附を行った個人や法人に対して、少なくとも特定公益増進法人、認定NPO法人と同様の寄附金優遇を認める。
  - 税源移譲により、個人にとって住民税の負担は従来よりも高くなっていることから、個人住民税に係る寄付金税制を次のとおり拡充する。
    - (ア)所得控除の適用下限限度額(現行:10万円)を5,000円に引き下げるとともに、控除限度額(現行:総所得の25%)を40%に引き上げる。
    - (イ)所得控除が認められる寄附の対象団体として、納税義務者の住所地に所在する公益性の高い非営利法人(公益財団法人・公益社団法人、特定公益増進法人、認定NPO法人)を加える。
  - 地域活性化に貢献する団体への寄附について、税制優遇を講じること。
  - 自治体への寄附金の一部を、個人住民税や所得税から税額控除する制度を創設する。
  - 商工会議所のような特別法に基づいて設立された特に公益性の高い法人については、少なくとも現行の特定公益増進法人等以上の寄附金優遇を認める。
- (8) 個人所得課税について、行政経費削減などの取り組みの成果が明らかになっていない段階で、安易に国民に追加負担を求めるようでは、到底国民の理解は得られない。また、社会保険料の引き上げや定率減税の縮減・廃止などの制度改定に伴う国民の負担増が続く中で、個人所得課税の増税論議は国民に心理的にマイナスの影響を与え、伸び悩んでいる個人消費を冷え込ませ、景気に悪影響を与えることにもなりかねないため、当分の間、諸控除の縮減など、個人消費に水を差すような政策はとるべきではない。
- (9) 給与所得者が職業能力の開発・向上に資する自己啓発を行った場合の費用を特定支出控除の対象とすること。
- (10) 移転価格税制について、地方税における納税猶予制度の創設等を図ること。

## 2. 事業税

- (1) 法人事業税への外形標準課税を撤廃すること。ましてや将来、外形標準課税の対象範囲が拡大されることは、絶対にあってはならない。
- (2) 事業再生を行う際に、必要以上の資金を流出させない観点から、欠損填補を行った法人に対し、外形標準課税の資本割の課税標準から当該欠損填補額を控除する特例措置の恒久化を図ること。

## 3. 固定資産税・都市計画税

- (1) 固定資産税の負担軽減のため、以下の措置を講じること。

商業地等に係る固定資産税について、評価方法の改善や税率引き下げ、負担水準の上限の引き下げ等により、税負担の軽減措置を講じる。

家屋に係る固定資産税の評価額については、取得価額や収益力等を基準とするなど、評価方法を抜本的に見直す。

償却資産への固定資産税課税は即刻、廃止する。

- (2) 固定資産税評価額は、他の国税および地方税に与える影響も大きいことから、十分な検討を行い実態に即したものとすること。
- (3) 能登半島地震災害による被災代替家屋等に係る軽減措置を創設すること。
- (4) 新潟県中越沖地震災害による被災代替家屋等に係る軽減措置を創設すること。
- (5) 地震防災対策用資産の取得に関する特例措置を拡充・延長すること。
- (6) 住宅省エネ改修促進税制を創設すること。
- (7) 新築住宅に係る固定資産税の2分の1軽減特例を延長すること。
- (8) 一般公害防止用設備投資についての特例措置を延長すること。
- (9) 3R設備投資について特別償却制度および固定資産税の特例措置を延長すること。
- (10) 中小企業における従業員の安定的な確保のため、職場環境の充実や能力向上に資する施設について、設置・運営コストに係る固定資産税等の減免を行うこと。

## 4. 不動産取得税

- (1) 不動産取得税を廃止すること。
- (2) 不動産取得税の廃止が一気に実現できない場合、最低限、住宅用土地の軽減特例を延長すること。

## 5. 事業所税

- (1) 事業所税については、早急に廃止すること。特に負担感が大きい中小企業については、直ちに廃止すること。

## 6 . 自動車税・自動車取得税

- (1) 自動車グリーン化税制について、以下の措置を講じること。

自動車税グリーン化特例について所要の見直しを行った上で、延長する。

自動車取得税の低燃費車特例について所要の見直しを行った上で、延長する。

最新の排出ガス規制を満たすディーゼル乗用車であって、規制開始よりも前倒して市場投入するものについて、自動車取得税の特例措置を創設する。

## C . その他

### 1 . 環境問題への対応と税制措置

- (1) 温室効果ガスの総排出量に応じて課税する環境税は、まさに経済統制的な手法で、「環境と経済の両立」を阻害するものであり、また、その効果も定かではなく、導入には断固反対である。
- (2) 「森林環境・水源税」の導入は行わないこと。

### 2 . 地方幹線道路等の早期整備および道路特定財源のあり方

- (1) 道路整備のためとして賦課された財源は、暫定税率を含め現行の税率水準を維持しつつ、必要とされる道路計画が残っている限り、その整備に全額を投入するのが筋であり、地方幹線道路など真に必要な道路を早急に整備すること。

### 3 . 国と地方のあり方と税制

- (1) 国と地方の役割分担を明確化し、地方が担うべき行政サービスについては、国が一定水準の確保に責任を持つべき経常的なものを除き、地方の行財政改革の徹底を条件に、国庫補助負担金を廃止し、相応の税財源および権限を思い切って地方に移譲すること。
- (2) 税源移譲の際には、現行の国と地方の業務比率が「4：6」であるのに対し、税収比率は「6：4」であることから、税収中立を前提として、国税の一定割合を地方税に切り替え、最終的には、財政調整機能に特化した新しい交付税と併せて税源配分も業務配分と同等の比率を確保すること。
- (3) 地方自治体は、課税自主権を行使することが、地域に対する重い責任を伴うということを十分認識し、まずは徹底した行財政改革を行うこと。その上で必要があれば、税財源の用途やその調達について納税者に十分説明を行い、理解を得た上で、住民の利益と負担の選択のもとに地域住民全体を対象とした独自課税を実施すべきであり、法人への安易な課税は行うべきではない。

#### 4. 公平・公正・効率的な納税環境等の整備

- (1) 行政機関への電子申告・申請の推進のため、以下の措置を講じること。

税額控除額や適用回数を拡充する。また適用対象を法人に拡大するなどの支援策の強化を図る。

利用時間の拡大、添付書類の削減、テスト送信の受け入れ、電子納税に対応する金融機関の増大、電話等による問い合わせ体制の充実など、利用者の立場に立った使いやすい制度・システムとなるよう見直しを進める。

eLTax(地方税)においては、導入自治体の拡大や利用者へのPRの強化とともに、インセンティブの導入など普及促進策を図る。

- (2) 国と地方において課税ベースが重複している税目(個人住民税・事業税、地方法人二税、社会保険料、個別地方消費課税)等の徴収を国税庁に移すなど、現在、国税と地方税、税と社会保険料に分かれている徴収体制の一元化を進めること。

- (3) 徴収一元化が実現できるまでの間、地方税の徴収率の向上や徴収事務の効率化に向けて以下の取り組みを強化すること。

プライバシー保護を配慮した上で、徴収事務の民間への業務委託を進める。

現行の収納方法に加え、コンビニエンスストアでの収納、クレジットカードによる収納、電子収納など収納方法を拡大する。

自治体毎に異なる書類の様式や納付期限等を統一する。

都道府県とその域内にある各市町村の賦課徴収事務の一元化を進める。

以上の取り組みを通して、徴収事務の効率化や税務職員の削減を進め、地方税の徴税コストの低減に努める。

- (4) 苦情処理機関の中立性の確保・整備のため、以下の措置を講じること。

審判官の中立性・公平性・法律専門性を確保するために、法曹有資格者を増加させ、関係省庁の人事ローテーションから切り離すなどして第三者性を高める。

取り扱う事件の範囲を、国税に限定することなく地方税にも拡大する。

- (5) 納税者番号制度の導入を検討する際は、事業所得など個々の取引の把握に関する限界も念頭に置きつつ、導入する場合のコスト・ベネフィットを十分勘案し、絶対に個人のプライバシーが漏れることがないよう情報漏えい防止に万全を図るとともに、目的外利用の範囲の明確化や罰則の設置、目的外利用を監視する第三者機関の創設など、納税者の不安を払拭できる十分な措置を講じることが前提として、慎重に検討すること。

- (6) 税制改正にあたっては、納税者にとって分かりやすい簡素な税制にするとともに、納税者に過度な事務負担を強いことは厳に避けること。

- (7) 国および地方自治体においては、複式簿記や発生主義を導入し、公会計制度の一層の整備を図るとともに、その情報開示を速やかに行うこと。

- (8)「事前照会に対する文書回答手続」について、税務当局の執行体制の強化を図りつつ、対象取引要件の緩和等所要の改善を図ること。
- (9)更正の請求をすることができる期間を5年とすること。
- (10)法人の青色申告承認申請書や棚卸資産の評価方法の変更承認申請書などの提出期限を、前事業年度に係る確定申告書の提出期限までとすること。
- (11)税制改正に関し、税制改正大綱の公表前に、税制改正内容を広く一般に公開し、納税者の意見を反映させる仕組みを導入すること。
- (12)納税事務負担に配慮して、個人事業者の確定申告手続については、平日夜間や休日も税務署において受け付けること。

## **5 . 非営利法人活動に対する税制措置**

- (1)NPO法人は、現在3万超設立されているが、寄附金優遇措置のある認定NPO法人については、未だ70程度しか認められていないので、認定要件を緩和すること。さらに、本来活動に専念できるよう、現在2年である認定期間を3年以上に延長すること。
- (2)商工会議所法に基づき設立されている商工会議所のような特に公益性の高い法人については、その存在意義や役割はむしろ地方自治体や公共法人と同等であると言えるため、課税対象所得の範囲や軽減税率、資産課税等について、現行以上の課税強化は行うべきではない。

以 上

## 平成20年度事業承継円滑化のための税制措置等に関する要望

平成19年9月19日  
日本商工会議所

全企業数の99.7%を占める中小企業は、雇用の7割を占めるとともに技術・ノウハウの創造と伝承、競争力の維持・強化、地域共同体の文化・伝統の担い手という多様かつ重要な経済的・社会的役割を担っており、中小企業の育成・支援は、地域経済の活性化ひいてはわが国経済の持続的かつ安定的な成長を実現するために必要不可欠である。

わが国では既に、中小・小規模企業経営者の高齢化の進展に伴う本格的な世代交代期の真っ只中にあり、事業承継問題が大きな問題となっている。企業の廃業率が開業率を上回る状況が長く続いているが、年間29万社の廃業のうち後継者不在によるものが7万社、それに伴う雇用の喪失が毎年20～35万人に上ると推定されている。事業承継問題を解決しなければ、地域経済社会を支える中小企業が大きなダメージを被り、雇用や技術・ノウハウの喪失、競争力の低下等をもたらす、地域経済の衰退を招きわが国の成長発展をも損ないかねない。

これまで事業承継の円滑化に向けて累次の税制措置等が講じられてきたものの、未だ中小企業は多種多様な問題に直面している。事業用資産に対する過度な相続税の課税や民法の遺留分制度に加え、後継者候補がない、相談できる事業承継の専門家が周りにいない、金融機関からの資金調達や個人保証の処理が困難であるなど、多くの中小企業にとっては、企業の存続を危うくするのではないかと不安を抱えながら経営にあたっているのが実情である。

中小企業の事業承継問題は、単に一企業の経営者の交代だけにとどまらず、従業員の生活、取引先や関連企業の事業・経営、さらには地域社会にも多大な影響を及ぼすものである。中小企業およびその経営者が事業承継対策に過度に悩まされることなく、技術革新や新規分野へのチャレンジに専念し、ダイナミックに事業発展を遂げたり、後継者が承継した経営資源を活かして、思う存分、第二創業などに取り組むことができる環境整備が是非とも必要である。

創業者が現役を引退し、後継者へ経営を引き継ぐ世代交代の時期を迎えている今こそ、事業承継問題を、地域経済と雇用を支える中小企業の底上げや活力強化ひいては日本経済の活性化に向けた最重要政策と位置づけ、税制面、法制面、後継者対策面、金融面など総合的かつ大胆に事業承継の円滑化に向けた支援策を講じるべきである。

とりわけ、中小企業の事業承継においては、経営権と事業用資産をできる限り後継者に集中的かつ毀損せずに承継させていくことが重要であるが、事業用資産に対する過度な相続税の課税や後継者への事業用資産の集中を妨げる民法の遺留分制度等の問題など、円滑な事業承継を阻害する要因や制度が未だ残されている。

諸外国における相続税制については、欧州では近年、国の重要政策として雇用創出や競争力強化等の観点から事業用資産に対する軽減措置が相当程度、拡充されており、また、経済連携協定等の締結によりますます競争が熾烈となるアジア諸国においては、一部の国を除きそもそも相続税制自体が存在していない。経済のグローバル化がますます進展する中、わが国の中小企業が事業承継にあたり極めて高い相続税負担を負わなければならない事態を一刻も早く是正し、中小企

業の競争力強化のための条件整備を進める必要がある。

以上の観点を踏まえ、事業承継の円滑化に向けた支援策として、税制面および法制面に關し、下記事項の実現を強く要望する。

なお、後継者対策面、金融面の支援策に關しては、「平成20年度中小企業・小規模事業対策の拡充強化に關する要望」において別途要望する。

## 記

### 1．包括的な事業承継税制の確立

事業用資産は、長年培われてきた経営ノウハウや技術の土台となるものであり、このような蓄積があって初めて、思い切った経営革新や新事業展開への挑戦が可能になる。継続事業体(ゴ－イング・コンサーン)である企業が事業用資産を円滑に後継者に引き継いでいくことは、中小企業の底上げや生産性の向上、経営基盤の強化の大前提となる。

しかし、こうした事業用資産に相続税を課税することは、その本来価値を毀損するばかりでなく、それが生み出す雇用機会を喪失させ、地域経済ひいてはわが国経済にとって大きなマイナスをもたらすことになる。

このため、中小企業経営者が相続により資産を承継する際、事業用資産に係る相続税は、本来は非課税とすべきである。まずは、わが国においても欧州諸国と同様に、後継者が相続後一定期間、事業を継続することなどを条件に、非上場株式等の事業用資産に対する相続税負担を8割以上減免する包括的な事業承継税制を確立すべきである。

### 2．取引相場のない株式の評価の見直し

取引相場のない株式は、中小企業が経営努力により企業価値を向上させるほど評価額が高くなり、換金性がないことから、後継者の相続税負担が重くなり、事業者の意欲を阻害する要因となっている。特に生前から被相続人の右腕として事業に携わっている後継者が努力をするほど、結果的に相続時の税負担が大きくなってしまふ。こうした企業や後継者のやる気を削ぐことのないよう、包括的な事業承継税制の確立に併せ、取引相場のない株式の評価の方法についても見直しを行うべきである。

具体的には、類似業種比準価額方式については、斟酌率の引き下げや利益額がゼロの前後で大きく評価額が異なる点の改善、国税庁が公表する類似業種株価の算出方法の公表などの見直しを行われたい。純資産価額方式については、将来その費用が生ずることが確実な引当金・準備金の負債計上、営業権における基準年利率等の見直しなどの改善を図られたい。

### 3．相続法上の問題(遺留分等)への対応

中小企業の事業承継においては、経営権と事業用資産をできる限り後継者に集中的に承継させていくことが非常に重要である。しかし現行の民法は遺留分(配偶者や子供等に民法上保障された最低限の資産承継の権利であり、原則法定相続分の半分)の規定を置いていることから、非後継者たる相続人が遺留分減殺請求権を行使した場合、後継者への事業用資産の集中が制限され、円滑な事業承継が阻害されることが起こり得る。これを避けるために、当事者間の合意に基づき、相続発生後の遺留分に係る紛争を防止するための手当てを包含する「事業承継契約

（仮称）スキーム」を創設し、現行の遺留分放棄手続に比して簡素な手続きにより円滑な事業承継の実現を可能とする措置を講じられたい。

また、後継者に株式等が生前贈与され、後継者の貢献により株式等の価値が上昇した場合であっても、遺留分の算定の際は、相続開始時点で評価され、後継者の貢献度は考慮されないため、かえって相続人間の実質的公平を害することになりかねない。そこで、遺留分を算定する際に、株式の評価を生前贈与時点の価値に基づいて行うことができる等、後継者の貢献による株式の価値上昇分を後継者が保持できる制度の創設を講じられたい。

以 上